

令和7年度第15回都市経営会議 令和7年(2025年)12月1日(月)開催

I 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 4.6億円余りの支出増の見込みと聞いている。阪神各市は本市と同様、人事院勧告を採用するのか。

⇒ 尼崎市、伊丹市、西宮市、芦屋市などは人事院勧告どおりと聞いている。

- ・ 11月に実施した市民と市長の対話ひろばでは、職員数や給与を減らすのは悪手であり、時限的な措置でもあることから実施しないという方向性を市長からお話いただいたものの、給与を増やす話までは出ていない。業革は始まったばかりである中、人事院勧告を全面的に採用し、4.6億円余りの支出が給与で増えるということについては、この場で議論すべきと考えている。担当部局の考え方をもう少し説明いただきたい。

⇒ 市長の給与カットは現在も続いている。行財政改革を行い、市民にも負担を求めていく中、人事院勧告を受け入れ、市の職員の給与が上がることについては様々な意見が出るものと思っている。

一方で、人事院勧告は、公務員の労働基本権が制限されている中での代替措置として位置付けられているものであり、給与の増額分については基本的には地方交付税措置される見込みである。また、現在の一般的な職員給与のラスパイレス指数は100を切っており、職員数も施行時特例市の中では中程度である。

さらに、今後、市を担っていくべき職員が、管理職としての登用に消極的とのアンケート結果もある。それらを総合的に勘案した結果、本市においても人事院勧告を反映すべきと考えている。

- ・ 管理職のなり手がいないという話もあったが、給与改定は行った上で、管理職だけでも人事院勧告の適用を見送るのはどうか。

⇒ 過去の経緯から見て、またかという文化を作りたくない。行財政改革の波があったとしても、人事院勧告があれば従うというのは市の幹部への信頼につながる。まだまだ行財政改革をしなければならない中で、市民の皆様のご理解を得るのも難しくなると思うが、幹部との信頼を築くことも大切であると思う。提案どおり、このままいくのが良いかと思う。その代わりに、各部でしっかりと行財政改革に取り組むなど、仕事で返していただければと思う。

- ・ 人事院勧告は言わば労働基本権制約の代償であって、実施するのが本来のルールである。実施しないのであれば相応の理由が必要である。財政が厳しいため給与を上げるのを止めるというのは職員への裏切り行為ともとれる。給料を削ってモチベーションも削るのではなく、人事院勧告に従い、成果も上げることを意識してもらえればと思う。

2 宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 特別職あるいは市議会議員の期末手当は今回上がってこないのか。
- ⇒ 国の法案が示されておらず待ちの状態である。昨年度も同様の形になり、12月議会に間に合わず、3月議会に提案させていただいた。

3 損害賠償の額の決定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 非常に大きな枝だったようだが、安全性の観点から剪定が必要だと思う。
- ⇒ 大木化しており、この路線については過去にも事故があった。地域の方々と話し合いながらはなるが、街路樹のあり方は考えなければならない。
- ・ 当日の天候はどうだったのか。
- ⇒ 現場巡回を行い気象も確認したが、当日は晴れていた。風もそこまで強くなかったと認識している。
- ・ 同じような危険度のところは他にもあるということか。
- ⇒ 当日、緊急巡回点検を行ったほか、1か月後にも再度巡回点検を行い、危険な樹木の除去を行った。街路樹自体は職員による定期的な目視点検を行っているが、樹木が大木化している事実があるため、すべてを適正に管理しようとする莫大な費用がかかる。よほど酷い状況でなければ中々対応ができないのが実情である。

4 訴えの提起について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 保留

【質疑等】

- ・ 過去にも同様の訴訟事例はあるか。
- ⇒ 直近では令和4年（2022年）に同様の事例があった。
- ・ 既に市営住宅の明渡しはされているのか。
- ⇒ 本来であれば居住実態がなくなった時点で部屋を空けていただく必要があるが、本件については明渡しされない状況が続いている。居住実態はなく、荷物だけが置かれている状態である。

- ・ 市としての訴えの内容は、荷物を運び出した上での市営住宅の明渡しと、滞納した家賃支払いの２本立てという認識で間違いないか。
- ⇒ そのとおりである。
- ・ 訴訟を起こすのは良いが、最終的にどのような決着が見込まれるか。
- ⇒ 市営住宅への居住実態がある場合は、裁判所の執行官でも明渡し判決が難しい事例もあるようだが、現在は他市に転居されており、居住実態もないため、裁判所の権限で置かれている家財道具等を運び出し、部屋そのものは明渡し手続になると考えている。
ここに至るまでに自主的な退去を求めてきたが、能動的なアクションがないため、訴訟を提起しようとするものである。
- ・ 状況を少しでも動かすために、訴えを提起しようとする考え方は理解できる。
- ・ 仮執行というのは何を指すのか。
- ⇒ 判決確定までに時間を要することが予想される場合には、裁判所の決定をもって仮の執行が可能である。本件の場合は市営住宅の明渡しと金員の支払いを指している。
- ・ 予めご本人から承諾をいただいた上で、生活保護費の中から市営住宅の家賃を納付することはできないのか。
- ⇒ 代理納付という方法もあるが、滞納分を直接引き落とすことはできない。ご自身でお支払いいただく以外に方法はない。
- ・ 確定判決による差押えは可能か。
- ⇒ 生活保護費の差押えはできない。
- ・ 生活保護費は 1 人いくらか。
- ⇒ 年齢にもよるが、高齢者であれば 7 万円余りである。それに加え、単身の場合は 4 万円を上限に家賃を支援している。
- ・ 過去、100 万円を超える滞納があった際に、滞納分の徴収はできているのか。その方々のその後がどうなったのかによって、今回の取扱いを検討できないか。
- ⇒ 5 年の時効が成立した時や、生活状況により収納が難しい場合は不納欠損として処理することになる。
- ⇒ 過去、100～200 万円単位の滞納があっても中々アクションを起こせない状態が続いていたが、令和 2 年（2020 年）に要綱を定め、滞納が 3 か月以上続いた場合は金額の多寡に関わらず本人と面談を行い、なるべく訴訟にはしない方向で調整を図りながらも、なお不誠実な対応をされる場合は司法の判断を仰ぎ、他との平等性の担保を図ろうとしてきたところである。
- ・ 市営住宅側から見れば、入居者が家賃を 3 か月以上滞納した場合は市営住宅の明渡し請求ができると条例で定めているため、規定に沿った手続を進めるのはそのとおりだとは思いますが、福祉的な観点から、生活保護を受けておられる元入居者に対してどこまでの支援があったのかは問われると思う。ここに至るまでにどのような対応をしてきたかを答えられるようにしてほしい。

- ・ 現在、市外へ転居されているとのことだが、元の市営住宅に戻っていただければ丸く収まるのではないのか。
- ⇒ 一つの考え方だとは思うが、ご本人にその意思がない。
- ⇒ 次の段階として、新しい住居だけ見つけていただければ、敷金や市営住宅から運び出せずにいる荷物の引っ越し費用も生活保護の制度で支援できる。
- ・ 強制的にではなく、相手方に理解を求めることで、荷物を運び出していただくことはできないか。
- ⇒ 訴えの提起に関する議決が得られれば、いよいよ訴えに入る前段階で、ご自身で動いていただく方が良いとの再度の説得もできるのではと考えている。訴えは方法の一つでしかなく、市営住宅の管理側としては、日々の家賃の違約金が膨らまない形にしたい。実態として明渡しができる状態になればこれ以上負債は膨らまないため、明渡しさえしていただければという思いでいる。
- ・ ある意味、月々の支払いを止めるために訴えを起こすということか。
- ⇒ そのとおりである。
- ・ この場で結論を出すことが困難であるため、本件については一旦保留とし、担当部局と協議の上で今後の対応を検討したい。

5 和解することについて

【提 案】 管理部

※ 本件は、令和7年（2025年）10月29日開催の第12回都市経営会議に提案され承認を受けたものの、同年10月31日に行われた原告と被告兵庫県との協議の影響を受けて和解条項が変更となったため、改めて提案が行われたものです。

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）（案）に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし